

労働政策審議会における「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」の諮問及び答申について（報告）

1	諮問文及び要綱	1
2	答申文	3
3	参考資料	6

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙1「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成18年2月27日

厚生労働大臣 川崎 二郎

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係)

第一 通貨以外のもので支払われる賃金の評価

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定めるものとする。
ること。
(第二条第三項関係)

第二 労働保険料の申告及び納期限の変更

継続事業に係る労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の六月一日から四十日以内(保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日から五十日以内)に変更するものとする。
(第十五条第一項並びに第十九条第一項及び第三項関係)

第三 事業所情報の提供

行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができるものとする。
(第四十三条の二関係)

第四 施行期日

第一及び第二については平成二十年四月一日より、第三については公布の日から施行するものとする。

労 審 発 第 3 4 2 号
平成18年2月27日

厚生労働大臣
川 崎 二 郎 殿

労働政策審議会
会長 菅 野 和 夫

平成18年2月27日付け厚生労働省発基労第 0227001 号をもって諮問のあった「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成18年2月27日

労働政策審議会

会長 菅 野 和 夫 殿

労働条件分科会

分科会長 西 村 健 一 郎

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について

平成18年2月27日付け厚生労働省発基労第 0227001 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成18年2月27日

労働条件分科会

分科会長 西村 健一郎 殿

労災保険部会

部会長 西村 健一郎

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について

平成18年2月27日付け厚生労働省発基労第 0227001 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について、厚生労働省案は、妥当と認める。

社会保険・労働保険徴収事務一元化に関する法改正事項について

以下の３点について、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込み、今通常国会に提出。

1 労働保険料の申告及び納期限の変更（要綱第二関係）（平成２０年４月施行）

現行では社会保険の算定基礎届（報酬月額の出）の期限は７月１０日、労働保険の年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限は５月２０日となっている。

この期限について、事業主の利便性向上等の観点から、７月１０日に統一する（※）こととする。

※ 労働保険の年度更新の受付開始日も６月１日に繰り下げる。

2 通貨以外のもので支払われる賃金の評価（要綱第一関係）（平成２０年４月施行）

賃金の一部が通貨以外の現物（住居、食事等）で支払われる場合の評価について、地方の時価によって定めるとの趣旨・目的は共通であるが、社会保険は地方社会保険事務局長が、労働保険は所轄労働基準監督署長等が、それぞれ定めることとされており、評価の内容も異なっている。

これらについて、社会保険・労働保険とも厚生労働大臣が定めることに統一するとともに、その標準価額を都道府県単位で統一して定めることとする。

3 事業所情報の提供（要綱第三関係）（公布日施行）

社会保険と労働保険の連携の一環として、社会保険の規定を参考として、労働保険についても、都道府県労働局等が社会保険事務所や市町村等の官公署に対し、事業所に関する情報提供を求めることを可能とすることにより、未手続事業の解消等に資することとする。

通貨以外のもので支払われる賃金等の評価額について

	社会保険		労働保険
	政府管掌健康保険	厚生年金保険	
法	健康保険法第46条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合には、その価額は、その地方の時価によって、 <u>厚生労働大臣が定める。</u>	厚生年金保険法第25条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合には、その価額は、その地方の時価によって、 <u>社会保険庁長官が定める。</u>	労働保険徴収法第2条第3項 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、 <u>厚生労働省令で定める。</u>
施行規則			第3条 法第2条第2項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる。 2 前項の通貨以外のもので支払われる賃金の評価額は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定める。
運用	地方社会保険事務局長に権限委任されている（施行令第63条第6号） ※健保組合管掌健康保険については、当該健保組合が規約で定めるところによる。	地方社会保険事務局長に権限委任されている（施行令第1条第12号）	所轄署長等が定める評価額について特段の規定はないが、 ①法令又は労働協約に現物給与の評価額が定められている場合にはその額（労働協約に定められた評価額が不適当と認められるときは、所轄署長等が定める額）、 ②法令又は労働協約に評価額が定められていない場合には、所轄署長等が当該地域における物価等の状況を勘案して定めた額とすることが適当とされている。

徴収事務一元化に向けた取組(算定基礎届と年度更新申告書の届出時期統一)

社会保険

【算定基礎届】

期間：7月1日～7月10日

場所：社会保険事務所

内容：標準報酬月額的基础となる被保険者ごとの報酬月額(当年度の4～6月の3か月の賃金)を届出

(変更なし)

労働保険

【年度更新申告書】

期間：4月1日～5月20日

場所：都道府県労働局
(労働基準監督署)

内容：事業主が前年度の賃金総額をもとに保険料額を計算の上、申告・納付。

(平成20年度実施予定)

届出期限を7月10日に統一

※労働保険の受付開始は6月1日からとする。

【効果】

○ 両保険の申告書を、同一時期に受付

事業主の利便の向上

(注) 平成15年10月より、社会保険・労働保険徴収事務センターで社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の受付を開始。

事業所情報の提供について

社会保険においては、未手続事業を把握し、被保険者の資格の適正化等を行うため、官公署に事業所情報を求めることができる旨の規定が置かれており、同様の規定を労働保険にも設けることを予定。

(参考) 社会保険における規定

※今回の法改正案を反映したもの

○ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（資料の提供）

第 199 条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

○ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

（資料の提供）

第 100 条の 2 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

2 （略）

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（平成二十年四月施行）
 （要綱第一及び第二関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2（略） 3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 4（略）	（定義） 第二条（略） 2（略） 3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 4（略）
（概算保険料の納付） 第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものは、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認があつた日）から五十日以内）に納付しなければならない。 一〇三（略） 二〇四（略） （確定保険料）	（概算保険料の納付） 第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立したものは、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認があつた日）から五十日以内に納付しなければならない。 一〇三（略） 二〇四（略） （確定保険料）

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度中途に保険関係が消滅したもののについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労働保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労働保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。）から五十日以内）に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度中途に保険関係が消滅したもののについては、当該保険関係が消滅した日から五十日以内）に、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければならない。

4 6 (略)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度中途に保険関係が消滅したもののについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労働保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労働保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日）。第三項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければならない。

4 6 (略)

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（公布日施行）
 （要綱第三関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（資料の提供） 第四十三条の二 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に關し必要があるとき、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。	